

個人番号及び特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針

秋田県信用保証協会は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取り扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な取り扱いに努めて参ります。

1. 事業者の名称

秋田県信用保証協会

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、特定個人情報等の取り扱いに関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」といいます。）、並びに「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）を遵守します。

3. 利用目的

当協会は、提供を受けた特定個人情報等を以下の目的で利用します。

（１）謝金、不動産使用料等の支払先の特定個人情報等

- 謝金、料金、契約金に関する支払調書作成事務
- 不動産取引に関する支払調書作成事務

（２）当協会の役職員等の特定個人情報等

【税務】

- 源泉徴収票作成事務
- 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務

【社会保険】

- 健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金に関する届出、申請、請求事務
- 雇用保険・労災保険に関する届出、申請、請求事務

(3) 当協会役職員等の配偶者及び扶養親族等の特定個人情報等

【税務】

○源泉徴収票作成事務

【社会保険】

○健康保険・厚生年金保険に関する届出事務

○国民年金第3号被保険者の届出事務

4. 安全管理措置に関する事項

当協会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために、別途「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、これを遵守します。

5. 委託の取り扱い

当協会は、特定個人情報等の取り扱いを第三者に委託することがあります。この場合、当協会は、番号法及びガイドライン並びに個人情報保護法に従って、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

6. 継続的改善

当協会は、特定個人情報等の取り扱いを継続的に改善するよう努めます。

7. 特定個人情報等の開示

当協会は、本人又はその代理人から、当該特定個人情報等に係る保有個人データの開示の請求があったときは、次の場合を除き、遅滞なく回答します。

- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 法令に違反することとなる場合

特定個人情報等に係る保有個人データの開示に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

秋田県信用保証協会

総務企画部総務課

電話番号 018-863-9011

8. 質問及び苦情処理の窓口

当協会の当該特定個人情報等の取り扱いに関する質問又は苦情につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

秋田県信用保証協会
総務企画部総務課
電話番号 018-863-9011

令和7年5月26日

秋田県信用保証協会
会 長 長 嶋 直 哉